

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第２２第１項及び第２項の規定に基づき、令和３年３月２５日付けで指定等を行い、令和４年３月１４日付けで一部変更した、都市・地域再生等利用区域の指定等については以下のとおり一部を変更する。

令和７年３月２５日

関東地方整備局長

第１ 都市・地域再生等利用区域

１．指定範囲

一級河川利根川水系ハッ場ダムで別図に示す区域

第２ 都市・地域再生等占用方針

２．都市・地域再生等占用施設の内容等について

１）ダムサイトエリア

ツアー客の施設見学、堤体アクティビリティ、イベントの実施、
飲食物の提供及び物品の販売、リムトンネルを使った酒貯蔵

２）ハッ場大橋エリア

バンジージャンプ、湖面進入路

３）川原畑湖岸エリア

養蜂

４）川原湯温泉駅周辺エリア

キャンプ、バーベキュー、
水陸両用バスの運行（夏季）、カヌー・カヤック等ツアー

５）ハッ場林ふるさと公園エリア

公園、飲食物の提供及び物品の販売、
カヌー・カヤック等ツアー、観光船の運航

６）ハッ場湖の駅丸岩周辺エリア

水陸両用バスの運行（春秋季）、ゴムボート等ツアー、観光船の運航

７）長野原さくら公園エリア

公園、飲食物の販売及び物品の販売

８）川原湯打越エリア

水陸両用バスの運行（低水位時）